

Q&A (9月販売事業者向け説明会)

1. 値引きに関する質問

No.	分類	質問	回答	備考
1	審査	発行した検針票は消費者に渡してしまい手元がないが、どうしたらよいか	審査において検針票以外の値引き実績が分かる証明資料（領収書や請求書、実績を管理しているPC画面を印刷したも等）を提出いただくことが可能な場合は、検針票を保存していただく必要はありません	
2	審査	当社では、値引きにおいて9月から10月にかかる使用期間のものを「9月分の検針」としており、検針票を見ると一般的に10月分使用料と捉えられる可能性が高い。審査で提出する証明資料に、9月から10月にかかる使用期間の記載があっても支障ないか	支障ありません	
3	その他	消費者から値引きを希望しない旨の申し出があった場合、どう対応したらよいか	原則として全ての対象先を値引きしてください。ただし、消費者から強い要望があり、かつ販売店として値引きしないオレーションが可能場合は、事務局に相談し対応してください	

2. 給付金に関する質問

(共通の質問) 25m³/月超利用 大量消費者向け給付金、高圧ガス・質量販売購入者向け給付金

No.	分類	質問	回答	備考
1	対象	同一の消費者で、事務所部分は液化ガス、工場部分は高圧ガス保安法の対象の場合、値引きや給付金はどうか	事務所部分については値引きと大量消費者向けの給付金、工場部分については高圧ガス・質量販売購入者向けの給付金が、それぞれ要件を満たせば対象になります	
2	対象	L P ガス販売事業者が自身の使用量について、給付金申請することは可能か	可能です。申請にあたっては申請要領やQ&Aをご参照ください	
3	証明書	給付金の使用量証明書について、販売事業者が押印する証明印は、カラー印刷でもよいか	カラー印刷で差し支えありません	

(25m³/月超利用 大量消費者向け給付金に関する質問)

No.	分類	質問	回答	備考
1	対象	販売店が値引きにおいて設定する「9月分の検針」と、給付金における「9月分の使用量」は必ず一致しないといけないか	原則としては一致するものと考えていただき、消費者から問合せがあればそのように回答してください。 例えば、販売店が「9/21から10/20」を「9月分の検針」とし、消費者が「8/21から9/20」を「9月分の使用量」として、一致しない申請がされた場合であっても、事務局は消費者の申請を受け付けます	
2	対象	当社では、値引きにおいて9月から10月にかかる使用期間のものを「9月分の検針」としているが、消費者が検針票を見ると10月分使用料と捉えられる可能性が高い。当社と消費者が捉える「9月分の検針」が一致しない可能性がある場合、どうしたらよいか。必ず一致する必要があるのか	値引きにおける「9月検針」の対象の考え方（値引き実施要領Ⅲ参照）に沿った期間の設定であれば、問題はありません。一致しない申請がされた場合であっても、事務局は申請を受け付けます	
3	申請	メーターが複数ありそれぞれの使用量について請求をしている場合、消費者はメーターそれぞれについて申請が必要か	それぞれについて申請が必要です	
4	証明書	5月に途中解約した消費者から使用量証明書発行を依頼されたらどうしたらよいか	発行してください。申請時点で鳥根県内に住所があれば、途中解約した場合も対象です (例) 大量消費の契約者が5月に解約し、住所は県内のままで現在は都市ガスを利用⇒対象です	

(高圧ガス・質量販売購入者向け給付金に関する質問)

No.	分類	質問	回答	備考
1	対象	高圧ガス・質量販売の給付金は、個人も対象か	法人に限らず個人も対象です	
2	対象	高圧ガス保安法の対象でメーターを介して計測している場合、「●月分の使用料」はその期間で区切って考えたらよいか	値引きにおける「9月検針」の対象の考え方（値引き実施要領Ⅲ参照）に沿った期間で対応してください。 検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間にもとづき、例えば毎月16日検針の場合、「8/17~9/16」または「9/17~10/16」のいずれかを9月検針分として決めていただき、そこを起点に令和5年1月検針分までさかのぼり対象とします ※9月検針分は、9月使用分を1日以上含んでいるものから決めてください	
3	申請	同一の高圧ガス保安法の消費者が①②を併せてL P ガスを利用している場合、給付金の申請はどうしたらよいか ①タンク (kg単位) を購入 ②メーターを介して使用量を計測	対象期間の各月において、①は暦月（毎月1日~30日）の購入量合計、②は毎月の検針における使用量をもとに、合算して申請してください。 (例) 5月にプロパンガスのタンクを2回購入（52.3kg・換算後25.2m ³ 、18.5kg・換算後9.9m ³ ）し、メーターを介して62.8m ³ 利用している場合⇒5月分として「96.9m ³ 」を申請	
4	証明書	質量販売の証明はどのように行えばよいか	液化石油ガス法施行規則第16条第15号の規定により消費されなかったL P ガスを引き取った場合は、引き取り後の使用量に基づき換算をして証明をしてください。ただし、消費者との合意に基づきL P ガス容器を1本単位で販売又は貸し出した場合は、容器の充てん質量（5kg,8kgなど）に基づき換算をして証明してください	
5	その他	質量販売の領収書や納品書にガスの購入量（容量）を書いている場合、どのように取扱うか	購入量を書いている場合、証拠書類にできません。申請者からの相談に応じ、証明書に購入量を記載していただくことで証拠書類として受け付けます	
6	その他	質量販売で、使用後の残量について販売事業者から返金を受ける消費者は、どのように給付金を申請するか	残量を差引いた使用量部分について申請いただけます	